

## 平成30年度東京大学トヨタ・ドワンゴ高度人工知能人材奨学金募集要項

### 1. 奨学金の目的

本奨学金は、急速に発展し、社会的にも重要性が増しつつある人工知能分野の人材育成を強化するため、同分野の高度な学修、研究に従事する優秀な本学大学院学生に対し、経済的支援を行うことにより、学業の奨励を図るものであり、全額、トヨタ自動車(株)及びドワンゴ(株)からの寄附により運営するものである。

### 2. 先端人工知能分野の学修、研究に従事する大学院学生の定義

この要項において「人工知能分野の高度な学修、研究に従事する優秀な大学院学生」とは、人工知能の最新の理論と技法の学修に取り組む優秀な者、ならびに人工知能またはその応用に関する先進的研究に従事する優秀な者、とする。

### 3. 応募資格

平成30年4月現在、本学大学院（修士課程・博士課程・専門職学位課程）に在籍する学生（日本人学生に限る）で下記項目全てに該当する者。

- (1) 先端人工知能分野の学修、研究に従事する者。
- (2) 特に優秀な者であり、かつ経済的支援を必要とする者。
- (3) 社会人学生（休職中を含む）でない者。
- (4) 標準修業年限を超過していない者。

ただし、過去に本奨学金に採用された者が再申請し、採択された場合は更新を可能とする。

### 4. 募集人数

最大36名

### 5. 支給金額

月額 100,000円 返還の義務はなし

### 6. 支給期間

平成30年4月から平成31年3月

### 7. 奨学金の申請

申請者は、提出期間に下記の書類を本部奨学厚生課奨学チーム宛に提出する。

提出期間：平成30年4月16日（月）～5月11日（金）午後5時まで（厳守）

申請書類：(1) 奨学金申請書（写真貼付，所属，連絡先，履歴，経済状況など。）

(2) 学修研究調書

人工知能分野に関する学修実績および今後の学修計画。課外の研修、コンテスト参加等を含む。成績証明書以外に実績を証明する資料があれば添付してよい。

(3) 研究調書（研究計画及び進捗状況、研究業績（論文、学会発表、特許出願、受賞等。本人の貢献度を%表示すること。））

(4) 指導教員による推薦書 1通

(5) 成績証明書（これまで在籍した学士課程、修士課程、博士課程のもの全て）

(6) 採用結果通知用封筒（長3・水色）

なお、申請書類は本部奨学厚生課奨学チーム（以下、「奨学チーム」という）で配付する。また、本学ホームページ（[http://www.u-tokyo.ac.jp/index/h02\\_j.html](http://www.u-tokyo.ac.jp/index/h02_j.html)）でダウンロードすることもできる。

8. 受給者の決定

受給者の決定は、トヨタ・ドワンゴ高度人工知能人材奨学金審査委員会における審査を経て、奨学厚生担当理事（以下、「理事」という）が行い、6月下旬までに本人に通知する。

9. 奨学金の支給方法

奨学金の支給は、在籍確認の上、6ヶ月毎に受給者名義の預金口座に送金する。

10. 奨学金の休止及び復活

(1) 受給者は、休学又は長期欠席（1月以上にわたり日本を離れる場合も含む。）

する場合は、速やかにこれを証する書類を奨学チームに届け出るものとし、奨学金の支給を休止する。

(2) 前号の規定により奨学金の支給を休止された者が、その事由が止んだことを証する書類を付して、指導教員を経て支給の再開を願い出た場合は、奨学金の支給を再開することができる。

11. 奨学金の支給廃止

受給者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかにこれらを証する書類を奨学チームに届け出るものとし、奨学金の支給を廃止する。

(1) 退学又は転学したとき。

(2) 停学の処分を受けたとき。

(3) 学業成績が不良となったとき。

- (4) 研究成果の報告を怠ったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 前各号のほか、受給者として適当でない事実があったとき。

#### 12. 奨学金の返納

受給者として適当でない事実があったときは、既に支給した奨学金の全部又は一部を返納させる。

#### 13. 奨学金の辞退

受給者は、奨学金の辞退を申し出ることができる。

#### 14. 異動の届出

受給者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに奨学チームに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学又は長期欠席しようとするとき。
- (2) 住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったとき。

#### 15. 報告書の提出

受給者は、9月末および3月末に報告書を指導教員の承認を経て、奨学チームに提出しなければならない。

#### 16. その他

受給者は、受給期間中の学修、研究内容に関して報告会等での報告を求められた場合、報告をしなければならない。